

京都市告示第394号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和4年10月6日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道
供用開始の期日 告示の日
路線名及び道路の区域

| 路線名 | 区間 | 旧 新 別 | 延長 | 敷地の幅員 |
|---------------|--------------------|-------------|---------------|----------------------|
| 河原町十条 観月橋線 | 南区東九条柳下町71番地の1地先から | 旧 | メートル 27.00 | メートル 20.80 ~56.80 |
| | 同町66番地の1地先まで | 新 | 9.20 | 20.80 ~28.80 |
| 東九条9号 線 | 南区東九条柳下町5番地の3地先内 | 旧 | 19.40 | 47.80 ~75.20 |
| | | 新 | 0.00 | 0.00 ~ 0.00 |

(建設局土木管理部道路明示課)